

平成28年2月24日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による出張無料相談会

2 開催日時

平成28年2月11日（木）午前10時～午後3時

3 開催趣旨

長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」として、各会員事務所において無料相談を実施するなど、相続登記の促進を呼びかけています。これは、相続登記をせずに長年経過することによって相続人が増え、実際に相続登記を行おうとした場合に困難なケースが見受けられるため、早期の手續が望ましいことを市民に浸透させる目的で行っているものです。相続登記ができなかったために、結果的に不動産の処分ができずに、社会問題となっている空家問題につながってしまう事例もあり、相続登記は将来の資産活用としても重要な手続きとなっています。

しかし、相続登記手續を進めようとしても近くに司法書士がない場合もあるため、長野県司法書士会では「相続登記はお済みですか月間」に合わせ、司法書士がない地域や少ない地域を対象に相続や遺言についての相談をお受けする出張無料相談会を開催しています。本年は上水内郡小川村において、出張相談会を開催いたしました。

4 相談件数

合計 6件

内訳

(1) 性別

男性 5名、女性 1名

(2) 年齢

50代 1名、60代 1名、70代 3名、80代 1名

(3) 職業

自営業 4名、無職 1名、主婦 1名

(4) 相談会を知った先

新聞折り込みチラシ 3名、有線放送 3名

5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- (1) 祖父の相続について
- (2) 夫の相続について
- (3) 山林、畑の相続について
- (4) 父の預金・不動産等の遺産分割について
- (5) 母親名義の不動産の相続登記手続について
- (6) 父親の財産管理について

6 実施した感想・コメント・今後の対応

6件という相談件数は必ずしも多い件数ではありませんでしたが、人口が少ない地域である点、同地域では当会の常設相談会での相談件数も少ないことから考えると、休日に開催した本相談会は普段相談することができない方にも相談の機会を持っていただくことができたのではないかと思います。今後も相談件数が多い都市部だけでなく、相談会場への距離が物理的に遠い山間部においても継続的な相談会を検討して参ります。

7 相談会の様子

